自賠責運用益拠出事業評価基準

１．目的

本評価基準は、自賠責運用益拠出事業（以下「本事業」という。）について、申請内容の妥当性、事業の実施状況、成果および社会的意義、経費管理の適正性等を総合的に確認し、次年度における事業の継続、見直しに資する内部資料として評価を行うため、必要な事項を定めるものである。

評価は点数付けや順位付けを目的とするものではない。

２．評価の対象

評価の対象は、事業年度が終了した事業とする。

複数年度にわたる継続事業については、当該年度に実施された事業内容を対象とする。

３．評価項目

①計画に基づく事業の実施状況

- 事業が申請時の計画に沿って、予定どおり実施されていること
- 計画変更が生じた場合、その理由・内容が合理的であり、必要な説明・手続が適切に行われていること
- 進捗管理および見直し対応が適切に行われていること
- 件数、回数、対象人数等、事業の実態を把握できる情報が整理・説明されていること

②事業の成果・効果の把握

- 申請時に設定した目標を達成していること
- 事業の効果が説明されていること

③助成額の執行および経費管理の適正性

- 助成額が支出要領および申請内容に基づき適正に執行されていること
- 助成金の使途が事業目的と整合していること
- 経理処理および証憑管理が適切であること

４．評価方法

各評価項目について、助成団体等から提出された事業報告書に基づき、「問題がない」「一部確認・改善を要する事項がある」「問題がある」のいずれか分類する。

その上で、評価結果を踏まえ、事業全体を次のとおり整理する。

（１）概ね適切に実施されている事業

すべての評価項目について「問題がない」または「一部確認・改善を要する事項がある」とされた評価項目が認められるものの、「問題がある」とされた評価項目がない場合

（２）今後の継続等について慎重な検討を要する事業

一部の評価項目において「問題がある」と確認された事業であって、次号に該当しないもの。

（３）問題がある事業

すべての評価項目について「問題がある」と確認された場合

５．評価結果を受けた次年度事業案における対応

上記評価を行った後、「運用益事業の見直しについて」（今後の自動車損害賠償制度のあり方に係る懇談会報告、２０１２年８月）で示された以下３つの視点も勘案し、各事業の今後の対応を記録する。

＜「運用益事業の見直しについて」における３つの視点＞

財源論	自動車ユーザーが支払った保険料の準備金の運用益を当該事業に支出することが適切であるか。
必要性	被害者保護の増進に資するべきものとの観点から、当該事業の必要性は高いものであるか。
効率性	限られた財源により最大限の効果を図るべきとの観点から、当該事業は効率性が高いものであるか。

以上